

# 第 1 5 回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 2 年 9 月 3 0 日 (水曜)		午前 9 時 3 0 分 開会	
	休憩 9:31-9:32、9:46-9:47、9:55-10:10			
	午前 1 0 時 2 2 分 閉会			
	休憩時間： 0 時間 1 7 分		会議時間： 0 時間 3 5 分	
会議場所	役場 3 階 第 1 委員会室			
出席委員 氏 名	委員長	正村紀美子	委 員	中村 和宏
	副委員長	鈴木 健充	委 員	柴田 正博
	委 員	黒田 栄継	委 員	西尾 一則
	委 員	堀切 忠		議 長 早苗 豊
説明員				
参考人	芽室町農民連盟 執行委員長 橋本正彦			
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 仲野 裕司	係長 佐藤 史彦		
<p>『会議に付した事件と会議結果など』</p> <p>1 開 会 委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。</p> <p>2 議 件 (1) 審査事項 ア 陳情第 7 号「種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書」の提出を求める陳情 陳情の提出者（参考人）をお呼びし、陳情の趣旨について説明していただき、その後、委員から質疑を行った。 委員長：質疑を行います。 柴田委員：公的機関の財源確保について、芽室にも試験場があり品種改良を行ってきた。法改正で民営の品種改良等も考えられるが。 参考人：北海道も財政が厳しい中、国も支援して公的機関で改良を進めてもらいたい。公的機関の情報が民間で利用できるようになり、種子価格が高騰している状況。 黒田委員：町内ですぐに影響はないが将来的にという部分については。 参考人：将来のことは分からないが、自家種を使う農家、自家増殖している作物への影</p>				

響も懸念される。

堀切委員：海外への流出は防げると考えられるか。

参考人：一般的に情報が出ていない。企業側の立場での法改正が多く、不安を感じている。

堀切委員：農水省の考え方については。

参考人：外資系企業については国内にも多くなっている。法のすり抜けも懸念される。違反に対する訴訟なども起こる可能性がある。

中村委員：登録品種1割程度ということだが、公的機関の開発で許諾料も安いということで継続が必要か。

参考人：報道はあるが、実際に許諾料はかかっていない。在来品種の一部を掛け合わせで新たに登録される懸念もある。

委員長：他になれば質疑を終わります。

委員長：討論を行います。

柴田委員：賛成の立場で討論します。主要農作物種子法（昭和27年制定）が2018年4月廃止されました。これまで種子法により、米、麦、大豆などの主要農作物の品種改良を、国、都道府県の公的研究機関が行い、良質で安価な種子を農民に安定的に供給してきた法制度と認識しています。現種苗法は、1991年に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約を踏まえて、旧種苗法（農産種苗法 昭和22年法律第115号）を全部改正し1998年5月、種苗法（平成10年法律第83号）制定とした経緯があります。今回の陳情者への質疑や農業者の懸念をお聞きし、以前の考えに増してこの陳情を支持するものです。食料自給率40%の日本、国の将来に関わる制度の丁寧な説明と慎重な議論が重ねられることを願い、討論といたします。

堀切委員：賛成の立場で討論を行います。今回の「種苗法改正案」の提案理由として、政府は、農家の自家増殖を規制することで、イチゴやシャインマスカットなどの優良品種の海外流出を防げること、また、自家増殖は種苗会社が新品種を育成する意欲を失うので、許諾性にするということですが、農水省自身これまで、「種苗の海外流出を防ぐには海外で品種登録を行うことが唯一の対策」と答えているように、自家増殖規制は海外流出防止にはなりません。また、遺伝子組み換えやゲノム編集の技術で品種改良を行えば、新たな育成者権が生まれ、農家は高額な種子代金を毎年支払い続けることとなり、新たな負担となります。先の国会では一度も審議されることなく継続審議となりましたが、拙速な法改正ではなく、国民の声を幅広く聴き、慎重な審議を求める本陳情を採択すべきものとして、賛成の討論といたします。

中村委員：本日、参考人から陳情の趣旨について説明していただきました。国や都道府県に対する公的役割を明確にし、主要農産物の種子の維持・開発のための施策としての主要農産物種子法が2018年4月に廃止されました。国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中、「種苗法改正案」が今秋予定の臨時国会で審議されます。この改正案は、地域農業を守る視点から多くの課題を抱えています。農家の自家増殖の規制、費用負担の増加、優良な国産農産物の種子の海外流出などが懸念されます。今、農業は農業人口の高齢化、農業従事者の

減少化など多くの課題を抱えています。これ以上、農家の負担を増やすことなく、農業者が安心して作付けできる環境づくりが求められます。「種苗法改正案」については、国民との意見聴取、そして時間をかけた議論が大変重要であります。今回の陳情の趣旨に理解し、賛成討論といたします。

黒田委員：本陳情に賛成の立場で討論します。日本で開発される優良な新品種の海外流出防止や、農業者のニーズをふまえた新品種の開発を促進するため、より厳格な規定を作ること自体は、大変重要なことでもあります。また、育成者権の保護を強化していくことも、知的財産権の保護という視点からみて、妥当と思われれます。ですが、その審議過程において、登録品種の許諾性移行による弊害の有無や、今後の種子価格の動向など、懸念事項も多く内包しているため、これらの課題を明確にし、さらには、こういった不安材料を払拭する仕組みづくりが求められるところです。本陳情は、これらの課題を解決するための議論の深化を求めるものであり、公的機関による財政措置という具体的な対応による価格の高騰抑止・育成者権の保護を求める内容になっており、主張は妥当と思われれます。優れた登録品種の権利を守り、流出を防ぐとともに、育成者及び使用する農業者の利益を損なうことのないような丁寧な議論がなされることを強く期待し、賛成の討論といたします。

委員長：採決を行います。「採択すべきもの」と決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長：本陳情を「採択すべきもの」と決定します。

委員長：陳情審査報告書及び意見書案を作成します。

委員長：陳情審査報告書の朗読を副委員長にお願いします。

鈴木副委員長：陳情審査報告書を朗読。

委員長：陳情審査報告書について、意見はありませんか。

(なし)

委員長：陳情審査報告書を決定してよろしいか。

(異議なし)

委員長：意見書案の朗読を副委員長にお願いします。

鈴木副委員長：意見書案を朗読。

委員長：意見書案について、意見はありませんか。

(なし)

委員長：語句の修正は正副に一任いただき、意見書案を決定してよろしいか。

(異議なし)

委員長：以上で審査事項「ア 陳情第7号「種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書」の提出を求める陳情」を終わります。

### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について

正副委員長一任とします。

(2) その他

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	0名	合計	0名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和2年9月30日

総務経済常任委員会委員長 正村紀美子